平成２５年（フ）第１０号
石川県七尾市三引町15部37番地
破産者　上田ミツ子
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第５５２号
静岡県焼津市小土979番地の１　西焼津メゾン小石川Ⅱ102号室、開始決定時の住所静岡市清水区万世町１丁目６番23号
破産者　杉山　　彰
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５６９号
愛知県尾張旭市向町３丁目８番地15
破産者　増田　勝則
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３１７号
名古屋市中村区森末町３丁目45番地の２
破産者　近藤　久子
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６４号
三重県伊賀市三田1697番地
破産者　入本　陽子
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第８３８号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　小栗栖北団地28―304、申立時の住所京都市伏見区醍醐平松町２番地の１　レックス伏見東607
破産者　田中　一功
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７４８号
広島県東広島市西条町郷曽217番地６
破産者　松本　諭史
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７４９号
広島県東広島市西条町郷曽217番地６
破産者　松本　道枝
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６５号
福岡県鞍手郡小竹町大字勝野2837番地の１
破産者　原　美佐枝
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第３４号
福岡県宮若市磯光619番地４
破産者　花田　和人
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第２９３号
大分市大字上宗方1622番地の７松が丘13―17
破産者　安東　英明
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３８３号
鹿児島県鹿児島市照国町13番11号塩倉ビル302号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市堀江町11番１―1003号
破産者　田中　紘一
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１４９号
鹿児島県曽於市末吉町南之郷1664番地イ号
破産者　岸田　育子（旧姓清田）
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第９３号
北海道帯広市新町東11丁目54番地
破産者　大須賀眞太郎
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第７３号
青森県上北郡おいらせ町上明堂51―１　ユーミーマンション上新町101号、破産手続開始決定時の住所青森県三沢市大字三沢字南山89―８
破産者　西村　盛司
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第３３号
青森県十和田市西一番町15番14号
破産者　中野渡石雄
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第６３号
青森県上北郡おいらせ町青葉３丁目50番地1185
破産者　坂本　佳之
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第３４６号
金沢市尾張町１丁目７番２号
破産者　松本真一郎
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１６２号
静岡県沼津市原町中１丁目５番地の７
破産者　小野　俊晴
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係